

受講費用に関する特約条項

(受講中止)

第1条 甲の指定する参加者が、自己の都合により受講を中止した際、乙は甲に文書で通知し、その受講中止までの見積書を遅滞なく提出するものとする。

2 甲は履行が完了した部分のみ代金支払をするものとする。

(甲の負担しない経費)

第2条 甲が仕様書で指定した経費以外の費用が発生した場合、乙は甲に文書で通知し、受講者に請求するものとする。